

長泉町森林整備変更計画書

計画期間

〔 自 令和 3年4月 1日
至 令和 13年3月31日 〕

（変更 令和5年3月 31 日）

静岡県
長泉町

はじめに

長泉町森林整備計画（以下、「本計画」という。）は、森林法（以下「法」という。）第10条の5の規定により、本町内の森林を適切に整備していくことを目的として、本町における森林・林業関連施策の方向を示すとともに、森林所有者等が行う森林整備に関する指針等を定めたものです。森林所有者等が作成する森林経営計画は、本計画の内容に照らして町長等が認定します。

本計画の対象となる森林は、県が定める富土地域森林計画の対象森林です。本計画の期間中に、富土地域森林計画が変更され、地域森林計画の対象森林が変更になった場合は、本計画の対象森林も同様に変更されたものとみなします。その際、新たに計画の対象に加わった森林は、周辺の森林と同様の計画内容が適用されます。

なお、本計画は令和5年4月1日から効力を生じます。

<目 次>

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	… 1
第1 森林整備の現状と課題	… 1
第2 森林整備の基本方針	… 1
1 森林の機能と望ましい姿	
2 森林整備の基本的な考え方	
3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定	
4 その他必要な事項	
第3 森林施業の合理化に関する基本方針	… 4
1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進	
2 森林施業の共同化の促進	
3 林業に従事する者の養成及び育成・確保	
II 森林整備の方法に関する事項	… 5
第1 伐採に関する事項	… 5
1 伐採の方法	
2 標準伐期齢	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	… 8
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	
第3 保育・間伐に関する事項	…12
1 保育の作業種別の標準的な方法	
2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法	
3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林	
第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	…14
1 作業路網の整備に関する事項	
2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	…15
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	
2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策	
3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	…15
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
第7 その他森林整備に関する必要な事項	…15
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2 林業機械の導入の促進に関する事項	
3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項	

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項	…16
第1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等	…16
1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法	
2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針	
第2 鳥獣による森林被害対策の方法	…16
第3 林野火災の予防の方法	…17
第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	…17
第5 その他必要な事項	…17
1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分	
2 その他	
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	…18
第1 保健機能森林の区域	…18
第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	…18
第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	…18
1 森林保健施設の整備	
2 立木の期待平均樹高	
Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項	…19
第1 森林経営計画の作成に関する事項	…19
1 森林経営計画の記載内容に関する事項	
2 一体整備相当区域	
第2 生活環境の整備に関する事項	…19
第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	…19
第4 森林の総合利用の推進に関する事項	…19
第5 住民参加による森林の整備に関する事項	…19
第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	…19
第7 その他必要な事項	…19
1 施業の制限を受けている森林に関する事項	
2 森林の保全に関して留意すべき事項	
3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項	
4 公有林の整備に関する事項	
5 計画的な森林整備の推進と木質資源の有効活用	

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 1 号及び第 5 号)

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第 1 森林整備の現状と課題

令和 4 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第 2 森林整備の基本方針

1 森林の機能と望ましい姿

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 森林整備の基本的な考え方

(1) 森林の機能別の区域

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 森林施業の方法（施業種）

森林の機能の維持増進を図るための森林における施業の方法（以下、「施業種」という。）を表 1-2-4 のとおり定め、施業種ごとの主伐の時期の下限を表 1-2-5 のとおり定める。

表 1-2-4 施業の方法（施業種）

区域	施業種	主伐	間伐
木材等生産機能 維持増進森林	通常伐期	Ⅱの第 1 に示す「伐採に関する事項」のとおりとする。	Ⅱの第 3 の 1 「間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法」に示すとおりとする。
木材等生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林（以下、「特に効率的な施業が可能な森林」）			
水源涵養機能 維持増進森林	伐期の延長	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢に 10 年加えた林齢以上とし、その下限を表 1-2-5 に示す。	

山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 快適環境形成機能維持増進森林 保健文化機能維持増進森林	長伐期	主伐の時期は、公益的機能を高度に発揮させるために、おおむね標準伐期齢の2倍の林齢以上とし、その下限を表1-2-5に示す。	
---	-----	--	--

※ ただし、(1)に定める森林の区域が重複した森林では、表下段の施業種を適用する。

表 1-2-5 主伐の時期（伐期齢）の下限

施業種	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダマツ	その他針葉樹	コナラ	その他広葉樹
通常伐期	40	45	35	30	50	15	25
伐期の延長	50	55	45	40	60	25	35
長伐期	80	90	70	60	100	30	50

※ 1 マツはクロマツ及びアカマツを指す。

※ 2 標準伐期齢は、Ⅱの第1の表2-1-3を参照

(3) 森林の整備・保全の考え方

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 地域の目指すべき森林の姿と森林の区域設定

(1) 区域設定の基本方針

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 地域の目指すべき森林の姿

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(3) 森林の区域設定

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

4 その他必要な事項

(1) 伐採に伴う裸地面積の縮小・分散を図る区域

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林

「特に針広混交林化を推進すべき森林」及び「特に樹種の多様性増進を推進すべき森林」を次のとおり定め、これらの森林のうち荒廃した森林では、静岡県森の力再生基金条例（平成18年静岡県条例第19号）第2条に規定する事業を実施し、針広混交林化又は樹種の多様性増進を図る。

ア 特に針広混交林化を推進すべき森林

地形条件、路網の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業が困難と認められるスギ・ヒノキの人工林においては、単層である森林を広葉樹等との複層状態へ誘導し、針広混交林となるよう、適切な伐採を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-2-12のとおり定める。

イ 特に樹種の多様性増進を推進すべき森林

地形条件、路網の整備状況、所有形態等の自然的、経済的、社会的諸条件からみて、森林所有者による適正な森林施業の困難性が認められる森林においては、単層及び過密化した森林を、活力のある多様性に富んだ広葉樹林等になるよう、適切な伐採、更新、保育を行う。

この森林の区域と整備・保全の考え方を表1-2-11のとおり定める。

表 1-2-11 特に針広混交林化・樹種の多様性増進を推進すべき森林の区域及び整備・保全の考え方

種類	森林の整備・保全の考え方
特に針広混交林化を推進すべき森林	・伐採方法は、皆伐又は間伐を原則とし、列状又は群状の伐採を基本とする。 ・伐採率は、本数換算でおおむね 40%とし、本数換算で 35%を下回らないこととし、かつ、材積換算でおおむね 40%を上回らないものとする。
森林の区域	5 林班に 9、10 6 林班い 27、27-2、28 13 林班は 16～20、81～83、126、130～134 14 林班い 40、41、57、58、62～64、68～72、75、 15 林班い 2、16 林班い 6-1 【面積 33.76 ha】
特に樹種の多様性増進を推進すべき森林	・広葉樹林等を対象とする伐採方法は、皆伐、択伐又は間伐とし、伐採率は、材積換算でおおむね 50%以内とする。 ・竹林を対象とする伐採方法は、皆伐による樹種転換を原則とする。
森林の区域	1 林班い 1～11、14、18～24、48-2、2 林班へ 28 2 林班ち 8 2 林班る 13、22、23、23-1 2 林班た 15 2 林班れ 2～4 2 林班そ 9、10 3 林班へ 3、4 5 林班ろ 2 5 林班に 3 12 林班い 23～25 【面積 16.01 ha】

(3) 竹林の取扱い

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第 3 森林施業の合理化に関する基本方針

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

1 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進

令和 4 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 森林施業の共同化の促進

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 林業に従事する者の養成及び育成・確保

令和 4 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

Ⅱ 森林整備の方法に関する事項（法第 10 条の 5 第 2 項第 2 ～ 4 号及び第 6 ～ 8 号並びに第 3 項第 1 ～ 3 号）

第 1 伐採に関する事項（法第 10 条の 5 第 2 項第 2 号）

1 伐採の方法

(1) 立木竹の伐採

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 伐採（主伐）の標準的な方法

伐採（主伐）の標準的な方法を、表 2-1-2 のとおり定める。

表 2-1-2 伐採（主伐）の標準的な方法

区分	指 針
共通事項	適正な伐採とは、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、伐採によって林地を荒らさず、伐採後の適確な更新を図るものをいう。 適正な伐採を行うための基本的な指針は以下のとおり。 ・ 伐採跡地に接する森林を伐採する場合は、伐採跡地が連続することがないよう、周辺森林の成木の樹高程度の幅の保護樹帯を設置するものとする。 ・ 林地の保全及び公益的機能を考慮し、1 箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮するものとする。 ・ 伐採後の更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を考慮して伐採を行うものとする。 ・ 対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。 野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保存に努めるものとする。 ・ 『主伐時における伐採・搬出指針の制定について』（令和 3 年 3 月 16 日 2 林整整第 1157 号林野庁長官通知）、「静岡県林業専用地・森林作業道作設指針」等を踏まえ、林地保全に努めるものとする。

育成単層林	育成単層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・皆伐は、気象、森林生産力及び病虫害の発生状況等の自然条件からみて、更新が確実である森林について行うものとする。 ・更新の方法を天然更新として行う伐採は、伐採区域の形状、母樹の保存等について配慮して行う。特にぼう芽更新を行う場合は、優良なぼう芽を促すため、11月から3月に伐採するものとする。 ・育成複層林へ誘導する伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合は、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 ・伐採は、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、樹種及び林齢等の多様化、長期化に考慮して行うものとする。 ・林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため、必要に応じ保護樹帯を設置するものとする。
育成複層林	育成複層林における伐採は、森林の有する多面的機能を損なうことなく高度に発揮させるため、以下の事項に留意し、実施するものとする。 ・伐採の方法は、材積率70%以下の伐採を基本とする。また、周辺の森林の状況等により確実な更新が見込まれる場合には、小規模な面積において、材積率70%以上の伐採も行えるものとする。 ・ただし、施業種を「択伐による複層林」とした区域においては、下記のとおりとする。 - ア 伐採後に人工造林を行う択伐の場合は、伐採率は40%（材積率）を上限とする。 - イ 伐採後に天然更新を行う択伐の場合は、母樹の保存、種子の結実や飛散状況等を考慮して伐採率を決めるものとし、伐採率は30%（材積）を上限とする。隣接して広葉樹林が残存している森林等は、天然下種更新により広葉樹を導入することも考慮するものとする。
天然生林	・主伐にあたっては、育成単層林及び育成複層林の項目に準ずる。

※用語説明

- ・育成単層林：森林を構成する林分を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキからなる森林。
- ・育成複層林：森林を構成する林分を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。
- ・天然生林：主として天然力を活用することにより成立させ、維持される森林。例えば天然更新による、シイ・カシ・シラビソ等からなる森林。なお、「主として天然力を活用」とは、自然に散布された種子が発芽して樹木が生育すること又はぼう芽により樹木が生育することを指す。

2 標準伐期齢

主要樹種の標準伐期齢を表2-1-3のとおり定める。

なお、立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものであり、標準伐期齢以上をもって伐採を義務付けるものではない。

表2-1-3 標準伐期齢

地区	樹種（林齢）						
	スギ	ヒノキ	マツ	テーダ マツ	その他 針葉樹	コナラ	その他 広葉樹
全域	40	45	35	30	50	15	25

※マツは、クロマツ及びアカマツを指す。

3 その他必要な事項

高齢級のテーダマツについては、風倒害のリスクを考慮し、必要に応じて伐採を検討する。

第2 造林に関する事項（法第10条の5第2項第3号）

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

適地適木を旨として、表2-2-1のとおり定める。

表2-2-1 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ

- ※1 スギ、ヒノキ等の苗木の選定にあたっては、成長にすぐれたエリートツリーの苗木や花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。
- ※2 クロマツを植栽する場合は、マツノザイセンチュウに対する抵抗力が認められたものが望ましい。
- ※3 定められた植栽樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、町の産業振興課（森林・林業）と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。
- ※4 テーダマツの植栽においては、風倒害のリスクが高い場所や、貴重な動植物・生態系が確認されている場所を避けること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な植栽本数

人工造林の植栽本数を、表2-2-2に定める。

表2-2-2 人工造林の標準的な植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
ヒノキ	中仕立て	3,000～3,500 本/ha	
	疎仕立て	2,000 本/ha	
テーダマツ	中仕立て	2,500 本/ha	
マツ類	中仕立て	3,000 本/ha	
広葉樹	中仕立て	3,000 本/ha	

- ※1 マツ類は、アカマツとクロマツを指す。
- ※2 標準的な植栽本数の上限を超える本数を植栽しようとする場合は、町の産業振興課（森林・林業担当）と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。
- ※3 現地状況や地形等を考慮し、上記の本数での植栽が困難な場合には、1,000 本/ha を下限の目安とし、更新が確保できる範囲内で植栽本数を減じることができる。ただし、この場合にも、町の産業振興課（森林・林業担当）と相談の上、適切な植

栽本数を決定するものとする。

イ 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を、表 2-2-3 に定める。

なお、人工造林の実施にあたっては、コンテナ苗の活用や伐採と造林を連続して行う一貫作業システムの導入等の効率的な造林、成長に優れたエリートツリー苗木の活用や低密度植栽などによる「低コスト主伐・再造林」を推進する。また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の増加に努めるものとする。

表 2-2-3 人工造林の標準的な方法

区分	標準的な方法	
	育成単層林	育成複層林
地拵え	・ 植栽の支障とならないように伐採木及び枝条等を整理する。 ・ 気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置にするなどの点に留意する。	—
更新	・ 原則として植栽とする。 ・ 植付けは、気象その他の立地条件及び地域の標準的な方法を考慮して方法を定め、適期に実施する。	・ 原則として樹下植栽とする。 ・ 隣接して広葉樹林が残存している場合には、周辺林地からの種子供給等による天然下種更新を考慮することができる。 ・ 植栽する本数は、表 2-2-2 に示す標準的な植栽本数に、上層木の立木の伐採率を乗じた本数以上とするよう留意する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 天然更新に関する事項

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(1) 天然更新対象樹種

天然更新の対象樹種を表2-2-5のとおり定める。

表2-2-5 天然更新対象樹種

天然更新対象樹種	
天然更新対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、テーダマツ、カラマツモミ、ヤシヤブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ
ぼう芽による更新が可能な樹種	イヌシデ、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ケヤキ、ヤブニッケイ、タブノキ、ホオノキ、サクラ類、カエデ類、エゴノキ、アオダモ、カツラ、クロガネモチ

※ 「ぼう芽による更新が可能な樹種」の欄にあっても、更新が完了していない若齢の広葉樹林や大径木化した広葉樹二次林（根元直径40cm以上、おおむね80年生以上）は、ぼう芽による更新が可能な樹種には含めないものとする。

(2) 天然更新の標準的な方法

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(4) 天然更新完了の確認

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林の命令の基準を次のとおり定める。

(1) 更新にかかる対象樹種

法第10条の9第4項の規定に基づく造林の命令を受けた者は、次に定める樹種を植栽するものとする。

ア 人工造林の場合

表2-2-1に定める樹種とし、表2-2-11に再掲する。

イ 天然更新の場合

表2-2-5に定める樹種とし、表2-2-11に再掲する。

表2-2-11 更新にかかる対象樹種

更新方法	対象樹種
人工造林	スギ、ヒノキ、クロマツ、アカマツ、テーダマツ、クヌギ、コナラ、ケヤキ
天然更新	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、テーダマツ、カラマツ、モミ、ヤシヤブシ・ハンノキ類、シデ類、カンバ類、クリ、ナラ・カシ・シイ類、ムクノキ、エノキ、ケヤキ、クスノキ、シロダモ、ヤブニッケイ、タブノキ、カラスザンショウ、キハダ、ヤマボウシ、ミズキ、ホオノキ、サクラ類、ネムノキ、アカメガシワ、ウルシ類、カエデ類、イイギリ、リョウブ、エゴノキ、アオダモ、クサギ、オニグルミ、カツラ、クロガネモチ、ハリギリ、ヒメシャラ

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第3 保育・間伐に関する事項（法第10条の5第2項第4号）

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

1 保育の作業種別の標準的な方法

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 間伐を実施すべき標準的な林齢及び標準的な間伐の方法

間伐は、「新・システム収穫表^{※1}」を利用し、表2-3-2に示す指針に従って実施する。

表2-3-2 間伐の標準的な方法

項目	指針
間伐の時期	・ 間伐の時期は、林木の樹冠が閉鎖して、林木相互の競争が生じ始めた時とする。林木の樹冠閉鎖の目安は樹冠疎密度10分の8以上とする。 ・ 間伐を行うべき立木の混み具合を表す指標として「収量比数（Ry）^{※2}」を用いるものとし、その値を表2-3-3に定める。 ・ 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数を表2-3-4に定める。
間伐率 間伐回数	・ 間伐率と回数は、「新・システム収穫表」を用いて林分の健全性保持と生産目標への誘導が可能となる割合と回数を算出し、現地状況を考慮して定める。 ・ 材積による伐採率の上限は35%を標準とする。 ・ 5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。
選木の方法	・ 選木の方法は、森林の整備・保全の目標と森林の状況に応じて、定性間伐や列状間伐等、最も適切な方法を選択する。 ・ 保育期の間伐は、被圧木、二又などの不良木、あばれ木等を選定することを原則とするが、均等な立木密度が得られるよう残存木の配置にも配慮する。 ・ 8齢級以上の間伐は、利用可能な森林資源の活用の観点から、上層木や中層木も対象とする。
その他	・ 利用可能な森林資源の活用を図るため、間伐材の搬出を推進する。 ・ 地形上、風衝地となり得る場所においては、風倒害に留意して間伐を行う。

※1 「新・システム収穫表」とは、静岡県農林技術研究所森林・林業研究センターが作成したスギ・ヒノキ人工林の収穫予測を行うプログラム（エクセルファイル）。樹種、林齢、ha 当たり本数、地位、間伐時期を入力することにより、簡単に収穫予測を行うことができる。プログラムは、静岡県のホームページからダウンロードできる。「新・システム収穫表」による試算の一例を下表のとおり。

＜「新・システム収穫表」による試算の一例＞

年生	施業	本数 伐採率	伐採後本数 (本/ha)	伐採後収 量比数 (Ry)	平均胸高 直径(cm)	伐採材積 (m ³ /ha)	備考
15	下層間伐	25%	2,061	0.7	10.8	11	
25	下層間伐	36%	1,318	0.7	15.1	37	
40	下層間伐	32%	898	0.7	20.6	53	
55	上層間伐	22%	698	0.6	23.4	90	
70	上層間伐	20%	552	0.6	28.0	103	
90	皆伐	100%			34.5	462	

※ 樹種ヒノキ、15年生時立木本数2,750本/ha、地位Ⅲの条件で、長伐期施業（90年生を伐期）とした場合

※2 「収量比数（Ry）」とは、その時期の森林が蓄えることができる最大量の幹材積に対する実際の幹材積の割合のことで、間伐の時期や間伐率を決める時に用いる。間伐を行うと収量比数が下がり、その後再び1に近づいていく。

表2-3-3 収量比数

樹種	収量比数
スギ	0.85
ヒノキ	0.85

表2-3-4 平均的な間伐の実施時期の間隔

区分	間伐の実施時期の間隔
標準伐期齢未満	10年
標準伐期齢以上	15年

3 計画期間内に間伐を実施する必要がある森林

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(法第10条の5第2項第8号)

1 作業路網の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(1) 作業路網の密度に関する事項

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

基幹路網の開設は、車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、表2-4-3に示す規格（林道規格）を遵守する。林業専用道及び森林作業道の開設は「静岡県林業専用道・森林作業道作設指針」に則したものとする。

表2-4-3 基幹路網の規格・構造

区 分		規 格 (林道規格)		車道幅員	通行車両
林道	森林基幹道 森林管理道 森林施業道	第 1 種 及び	自動車道 1 級	4. 0m(3. 0m)	一般車両、林業用車両
		第 2 種	自動車道 2 級	3. 0m	
		第 2 種	自動車道 3 級	2. 0m	
林業専用道		第 2 種	自動車道 2 級	3. 0m	林業用車両 (10t 積トラック)

※第1種：セミトレーラーを設計車両とするもの

※第2種：普通自動車、小型自動車を設計車両とするもの

イ 基幹路網の整備計画

該当なし

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網は管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(3) 細部路網に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

(法第10条の5第2項第6号)

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 森林の施業又は経営の受委託等による規模拡大を促進するための方策

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 (法第10条の5第2項第7号)

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第7 その他森林整備に関する必要な事項 (法第10条の5第3項第1号から第3号)

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 林業機械の導入の促進に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 林産物の利用促進のために必要な施設の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

Ⅲ 森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(法第 10 条の 5 第 2 項第 9 号及び第 10 号)

第 1 森林の病虫害の駆除又は予防の方法等

1 森林病虫害の駆除並びに予防の方針及び方法

令和 4 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 森林病虫害の駆除及び予防の体制作りの方針

令和 3 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第 2 鳥獣による森林被害対策の方法

1 鳥獣害防止森林区域の設定

令和 4 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 鳥獣害防止森林区域における鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止森林区域においては、表 3－2－2 に定める方法により、鳥獣害の防止のための措置を実施するものとする。

なお、実施にあたっては、鳥獣保護管理法に基づいて県が定める第二種特定鳥獣管理計画及び鳥獣被害防止特別措置法に即して本町が作成した「長泉町鳥獣被害防止計画」に沿って行うものとする。

表 3－2－2

対象鳥獣の種類	鳥獣害の防止の方法等
ニホンジカ	・ 鳥獣害の防止の方法は植栽木等の保護又は捕獲とし、これらを単独又は組み合わせて実施する。 ・ 植栽木等の保護は、防護柵や幼齢木保護具（食害防止チューブ等）、剥皮防止帯（テープ巻等）の設置等とする。 ・ 防護柵は、被害防止効果が十分に発揮されるよう、適切に維持管理を行い、必要に応じて改良等を行う。 ・ 捕獲は、わな捕獲（くくりわな、囲いわな等）、銃器等により行う。 ・ 鳥獣害があまり発生しておらず、鳥獣害防止施設の設置等が不要と判断される場合には、上記の方法に代わり、現地調査等による森林のモニタリングを実施し、被害状況の確認に努める。

3 その他の区域及び鳥獣に関する森林被害対策の方法

令和 4 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

4 鳥獣害防止の方法の実施状況の確認等

令和 4 年 4 月 1 日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第3 林野火災の予防の方法

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第5 その他必要な事項

1 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 その他

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第5条の2)

第1 保健機能森林の区域

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

1 森林保健施設の整備

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 立木の期待平均樹高

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

V その他森林の整備のために必要な事項（法第10条の5第3項第4号）

第1 森林経営計画の作成に関する事項

1 森林経営計画の記載内容に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

2 一体整備相当区域

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第2 生活環境の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

第7 その他必要な事項

1 施業の制限を受けている森林に関する事項

保安林、自然公園、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該法令等に基づく施業を実施する。

2 森林の保全に関して留意すべき事項

令和4年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

3 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(1) 保安林

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

(2) 保安林以外の森林

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

4 公有林の整備に関する事項

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり

5 計画的な森林整備の推進と木質資源の有効活用

令和3年4月1日発効の長泉町森林整備計画書のとおり